

令和 8 年 10 月 19 日

総務省政策統括官（統計制度担当）

各府省の統計調査における令和八年熊本地震による災害への対応状況

- 今般の令和八年熊本地震による災害は、統計調査の実施に影響。
- 当室から各府省に対して、令和 8 年 8 月 7 日に、「令和八年熊本地震による災害への対応等について（通知）」により、特定非常災害の指定に伴う基幹統計調査の報告義務の免責に関する措置や承認手続の弾力的運用、統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項について、周知。
- ※ 「令和 6 年能登半島地震」や「令和元年台風第 19 号」等、過去の特定非常災害についても、同様の対応を実施。
- また、当室において、令和 8 年 7 月 28 日から令和 8 年 11 月 27 日までの間に調査期間が設定されている統計調査のうち、今般の令和八年熊本地震による災害を受けて措置を行った（予定を含む。）ものについて、本年 9 月末時点の状況を各府省に確認したところ、以下の表のとおり、90 統計調査（うち 23 基幹統計調査）において、督促・照会の中止等の対応をしている報告あり。

府省	統計調査の名称	基幹・一般の別	調査周期・時期		措置等（注 2）
			周期・経常・一回限りの別	調査期間（注 1）	
人事院	民間企業の勤務条件制度等調査	一般	経常	R8. 10. 1～R8. 11. 30	・熊本県内の調査対象企業については、調査票の督促を行わないこととした。
内閣府	民間非営利団体実態調査	一般	経常	R8. 6 月上旬～ R8. 9 月下旬	・被災地域については、調査票の督促を行わないこととした。
	消費動向調査	一般	経常	R8. 8. 4～R8. 8. 21	・熊本県内の督促ハガキの発送を取り止めた。 ・ 8 月分調査は予定どおり 9 月 1 日に公表。
	民間企業投資・除却調査	一般	経常	R8. 11 月上旬～ R8. 12 月上旬	・熊本県において地震の影響を大きく受けたと認められる地域に所在する企業について、調査対象の抽出に際し、通常のリフレッシュ措置と同様に、予備客体との入替が可能な場合は客体入替を実施。

こども 家庭庁	こどもの福祉と保健に関する状況報告	一般	経常	(福祉関係票) ＜半期報＞ ・上半期：調査対象 年度 11 月末	・熊本県全域について、調査票の督促を行わないこととする。 ・災害発生時点で、すでに調査票配布済み。 ・上記措置を講じた調査結果は、令和 8 年上半期分結果として令和 9 年 1 月に公表予定。
	全国ひとり親世帯等調査	一般	周期	R8. 11. 1 ～R8. 11. 30	・熊本県全域を調査対象地域から除外 ※R8. 9. 18 付軽微変更済 ・上記措置を講じた調査結果は、令和 8 年分結果として令和 9 年 10 月に公表予定。
	青少年のインターネット利用環境実態調査	一般	経常	R8. 11 月～12 月	・住民基本台帳の閲覧について、被害が甚大である地域における閲覧時期を遅らせ、実施に当たっては、その時点で改めて閲覧の可否を確認した上で対応。 ・熊本県の対象地域については、調査依頼に当たって送付するハガキに見舞文を記載。 ・調査員が訪問した際、災害の影響により調査への対応が難しい状況が把握された場合は、当該調査対象者への調査を行わないこととする。 ・被災地域の調査対象者に対しては督促を控えるとともに、回答できない旨の連絡があった場合は督促を行わないこととする。 ・上記措置を講じた調査結果は、令和 8 年度分結果として、調査結果（速報版）を令和 9 年 2 月下旬までに、調査結果（概要版）、報告書及び集計表を令和 9 年 3 月下旬までに公表予定。
総務省	小売物価統計調査	基幹	経常	7 月・8 月調査	・見舞状を作成。 ・都道府県を通じて無理のない範囲で実査を行うよう指導。
	労働力調査	基幹	経常	7 月・8 月調査	・見舞状を作成。 ・都道府県を通じて無理のない範囲で実査を行うよう指導。
	家計調査	基幹	経常	7 月・8 月調査	・見舞状を作成。 ・都道府県を通じて無理のない範囲で実査を行うよう指導。
	家計消費状況調査	一般	経常	7 月・8 月調査	・災害救助法適用地域の督促はがきの郵送を停止するとともに、見舞状を郵送。
	家計消費単身モニター調査	一般	経常	7 月・8 月調査	・オンライン回答システム上で、被災地域の世帯に対しお知らせ（お見舞い）を配信するとともに、督促メッセージの配信を停止。

	サービス産業動態統計調査	基幹	経常	R8. 9. 1～R8. 9. 30	・震度 5 弱以上の客体に見舞状を郵送。 ・震度 6 弱以上を観測した地域に所在する客体について、調査書類の送付を一時停止。 ・対象客体のうち、発災後に回答があった客体又は発災後に H P 上で営業が確認できた客体については、調査書類の送付を再開予定。 ・なお、上記以外の客体については、調査書類の送付再開時期は、現時点で未定。
	令和 8 年社会生活基本調査	基幹	周期	R8. 10. 8～11. 9	・熊本県の一部地域について調査対象地域から除外。 ・見舞状を作成。
	通信利用動向調査	一般	経常	R8. 8. 31～R8. 9. 30	・熊本県内の一部市町村の調査対象（世帯・企業）について、調査書類の発送を一時停止中。 ・上記以外の熊本県内の市町村の調査対象（世帯・企業）について、見舞状を同封した調査書類を発送。 ・上記措置を講じた調査結果は令和 8 年調査結果として令和 9 年 5 月末に公表予定。
	情報通信業基本調査	一般	経常	R8. 6. 16～8. 15	・熊本県内の一部市町村の調査対象（企業）について、調査票の督促及び疑義照会の架電を一時停止し、9 月中旬から再開。 ・上記措置を講じた調査結果は 2026 年調査結果として令和 9 年 3 月末に公表予定。
財務省	法人企業統計調査四半期別調査	基幹	経常	R8. 6. 25～R8. 8. 10	・調査票の提出期限（R8. 8. 10）を熊本地震で被災された法人については、R8. 11. 27 までに調査票を提出すればよいこととした。 ・上記措置を行うが、調査結果は従来どおり公表までに回収された調査票から業種別・資本金階層別に全国平均値を算出し、これを基に推計及び公表（R8. 9. 1）を行った。
厚生労働省	医療施設静態調査	基幹	周期	・ R8. 9 月中旬：經由機関から医療施設へ調査票配布 ・ R8. 11. 27：国への提出期限	・ R8. 8. 4 に熊本県から相談があり、実査が始まったら相談してほしい旨を周知。 【検討中のもの】 ・提出された調査票について、經由機関が行う内容審査の一部省略を検討中。

患者調査	基幹	周期	・ R8.8 月中：経由機関から医療施設へ調査票配布 ・ R9.1.8：国への提出期限	・ R8.8.4 に熊本県から相談があり、実査が始まったら相談してほしい旨を周知。 【検討中のもの】 ・ 提出された調査票について、経由機関が行う内容審査の一部省略を検討中。
毎月勤労統計調査（全国調査、地方調査）	基幹	経常	毎月	・ 2026（令和 8）年 6 月分確報以降、当面の間、熊本県については、調査票の疑義照会の回答を求めないこと、また、調査票の督促を行わないこととした。 ・ 災害救助法適用地域で調査対象事業所にお見舞い状を送付した。 ・ 上記措置を講じた調査結果は 2026（令和 8）年 6 月分結果確報として R8.8.24 に公表済みであり、以降の結果についても順次公表予定である。 【検討中のもの】 ・ 被害が甚大な上益城郡嘉島町の調査区が指定されているため、別の調査区に代替する予定。
賃金構造基本統計調査	基幹	周期	R8.7.1～R8.7.31	・ 熊本県の調査対象事業所については、被害状況を鑑みて、調査票の督促・照会を行わないこととした。 ・ 上記措置を講じた調査結果は令和 8 年結果として令和 9 年 1 月までに速報を公表予定。
薬事工業生産動態統計調査	基幹	経常	R8.7.1～R8.7.31	・ 災害の影響により回答できない旨の連絡があった場合には、調査票の督促を行わないこととした。 ・ 調査票の提出期限については、調査月の翌月 15 日（土日祝日の場合は翌営業日）としているところ、災害の影響により期限内に調査票の提出ができない場合には、令和 8 年 8 月末までに提出を求めることとした。 ・ 上記措置を講じた調査結果は令和 8 年 7 月月報結果として R8.10.16 に公表予定。
産業関連構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	一般	周期	R8.10 月上旬～R8.11 月末	・ 災害救助法適用地域の事業所を調査対象から除外する。 ・ 上記措置を講じた調査結果は令和 7 年分結果として令和 9 年 10 月に公表予定。 ・ 都道府県別の抽出や集計は行っていない。

受療行動調査	一般	周期	R8. 10. 20～R8. 11. 30	・ R8. 8. 4 に熊本県から相談があり、実査が始まったら相談してほしい旨を通知。 【検討中のもの】 ・ 被災地域において、調査できない施設があった際に当該施設は調査不能として取り扱うことを検討中。
病院報告	一般	経常	毎月	【検討中のもの】 ・ 被災により調査票の提出が困難である旨報告を受けた場合は、月報（概数）集計から除外し、その旨公表資料に注釈を付す予定。
社会福祉施設等調査	一般	経常	【基本票（自治体）】 ・ R8. 8. 27～R8. 10. 2 【詳細票（施設・事業所）】 ・ R8. 9. 24～ R8. 10. 16 ・ R8. 11 月中旬～ R8. 12. 4	・ 調査用品にお見舞い文を追記。 ・ 災害救助法適用地域の施設・事業所（以下「施設等」という。）への調査期間を一律 11 月中旬～とする（本来は 5 月 1 日以前に事業を開始した施設等は 9 月下旬～、5 月 2 日～9 月 30 日に事業を開始した施設等は 11 月中旬～を調査期間とする）。 ・ 上記措置を講じた調査結果は令和 8 年結果として令和 9 年 12 月に公表予定。 【検討中のもの】 ・ 今後の状況により被災地域の施設等への調査票（詳細票）の未達による再発送、督促、疑義照会を行わない。
介護サービス施設・事業所調査	一般	経常	【基本票（自治体）】 ・ R8. 8. 27～R8. 10. 2 【詳細票（施設・事業所）】 ・ R8. 9. 24～ R8. 10. 16 ・ R8. 11 月中旬～ R8. 12. 4	・ 調査用品にお見舞い文を追記。 ・ 災害救助法適用地域の施設・事業所（以下「施設等」という。）への調査期間を一律 11 月中旬～とする（本来は 5 月 1 日以前に事業を開始した施設等は 9 月下旬～、5 月 2 日～9 月 30 日に事業を開始した施設等は 11 月中旬～を調査期間とする）。 ・ 上記措置を講じた調査結果は令和 8 年結果として令和 9 年 12 月に公表予定。 【検討中のもの】 ・ 今後の状況により被災地域の施設等への調査票（詳細票）の未達による再発送、督促、疑義照会を行わない。
21 世紀出生児縦断調査（成年者の生活に関する継続調査）【平成 13 年出生児】	一般	経常	R8. 10. 20～R8. 11. 17	・ 熊本県の調査対象者へは、調査票と共に見舞い状を送付し、督促ハガキの送付は行わないこととした。 ・ 上記措置を講じた調査結果は第 25 回調査結果として令和 9 年 11 月に公表予定。

中高年者縦断調査	一般	経常	R8. 10. 20～R8. 11. 17	・熊本県の調査対象者へは、調査票と共に見舞い状を送付し、督促ハガキの送付は行わないこととした。 ・上記措置を講じた調査結果は第 22 回調査結果として令和 9 年 11 月に公表予定。
雇用動向調査	一般	経常	R8. 6 月～R8. 8 月	・個人票については、本災害発生以降、災害救助法適用地域の調査対象事業所については、調査対象から除外。 ・既に個人票を発送済みの事業所について、本災害発生以降、熊本県内の全ての調査対象事業所に対する個人票配布依頼の電話を取りやめることとした。 ・上記措置を講じた調査結果は令和 8 年上半期結果として令和 8 年 12 月中に公表予定。 ・当調査は事業所票の回答結果を基に個人票数を決定し、対象事業所へ発送している。本災害発生時は個人票の調査期間中であり、事業所票への影響はない。
労働経済動向調査（令和 8（2026）年 8 月）	一般	経常	R8. 7 月～R8. 8 月	・熊本県の調査対象事業所については、電話による調査票の督促を行わないこととした。 ・上記措置を講じた調査結果は令和 8（2026）年 8 月結果として R8. 9. 29 に公表済み。
雇用の構造に関する実態調査（パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査）	一般	不定期	R8. 9 月下旬～R8. 12 月中旬	・災害救助法適用地域の事業所を調査対象から除外する。 ・熊本県内の全ての調査対象事業所に対して調査票の督促を行わないこととする。 ・上記措置を講じた調査結果は令和 8 年結果として令和 9 年 9 月に公表予定。 ・都道府県別の抽出や集計は行っていない。
労使関係総合調査（労働組合基礎調査）	一般	経常	R8. 6 月～R8. 7 月	・被災地域については、調査票の督促を行わないこととした。 ・上記措置を講じた調査結果は令和 8 年結果として令和 8 年 12 月下旬に公表予定。 【検討中のもの】 ・調査票が回収できなかった組合については、前回調査の回答内容を補完値として集計に用いる。

労使関係総合調査（労働組合活動等に関する実態調査）	一般	周期	R8. 6 月～R8. 7 月	・被災地域については、すでに督促状発送済みのものを除き調査票の督促を行わないこととした。 ・上記措置を講じた調査結果は令和 8 年結果として令和 9 年 6 月下旬に公表予定。 【検討中のもの】 ・公表時の注釈につき要否を含め検討中。
賃金引上げ等の実態に関する調査	一般	周期	R8. 7. 20～R8. 8. 10	・熊本県の調査対象事業所については、調査票の督促を行わないこととした。 ・上記措置を講じた調査結果は令和 8 年結果として令和 8 年 11 月までに公表予定。
労働安全衛生調査（実態調査）	一般	周期	R8. 10. 25～R8. 11. 20	【検討中のもの】 ・災害救助法適用地域について、調査対象とするかについて検討中。
医薬品・医療機器産業実態調査	一般	経常	R8. 10. 1～R8. 11. 4	【検討中のもの】 ・被災のため回答に支障が生じる事業者については、個々の事情を勘案した上で回答期限の延長などの柔軟な対応を検討中。
医薬品価格調査	一般	1 回限り（中間年調査）	R8. 9. 18～R8. 10. 19	・調査依頼文書において、災害への対応を最優先とし、災害対応に支障のない範囲で、協力いただくことで差し支えない旨を記載した。 ・災害の影響により回答できない旨の連絡があった場合には、調査票の督促は行わないこととした。 ・上記措置を講じた調査結果は令和 8 年度調査結果として令和 9 年 3 月に公表予定。
国民健康・栄養調査	一般	経常	R8. 11. 1～11. 30	・被災により回答できない旨の連絡があった場合は、調査票の督促は行わないこととした。 ・上記措置を講じた調査結果は令和 8 年結果として令和 9 年 11 月に公表予定。
令和 8 年度医療機関等の経営状況に係る臨時調査	一般	一回限り	・ R8. 9. 14：調査受託業者から医療機関等へ調査依頼状発送 ・ R8. 11. 10：提出期限（回答はオンライン）	・熊本県内の医療機関等を調査対象から除外する（調査依頼状を発送しない）。 ・上記措置を講じた調査結果は令和 8 年 12 月に公表予定。

	年金制度基礎調査	一般	周期	R8. 11. 1～R8. 11. 30	・災害救助法適用地域を調査対象地域から除外。 ・上記の除外措置を講じた場合には調査計画の変更届出（軽微変更）を行う予定。 ・上記措置を講じた調査結果は令和8年結果として R9. 11. 30 に公表予定。
	国民年金被保険者実態調査	一般	周期	R8. 10 月～R8. 11 月中旬 （注）ただし、調査の終期までに回答しなかった者に督促を行う等により、調査実施の翌年3月頃まで調査票の回収を行う。	・災害救助法適用地域を調査対象地域から除外。 ・上記措置を講じた調査結果は令和8年結果として令和10年3月までに第一報、令和10年8月までに詳細を公表予定。
	能力開発基本調査	一般	経常	（企業調査及び事業所調査） R8. 10. 1～R8. 10. 31 （個人調査） R8. 11. 15～R8. 12. 16	・災害救助法適用地域については、調査票の督促を行わないこととした。 ・上記措置を講じた調査結果は令和8年結果として令和9年6月末頃に公表予定。
農林水産省	農業物価統計調査	一般	経常	R8. 7 月～ （毎月翌月上旬）	・熊本県の調査客体に対して7月分報告の督促を行わないこととした。 ・熊本県の調査客体への9月分から12月分調査の調査票の配布時期を他県よりも遅らせた。
	木材統計調査	基幹	経常	R8. 7 月～ （毎月 16 日）	・熊本県の調査客体に対して7月分報告の督促を行わないこととした。
	木材流通統計調査	一般	経常	R8. 7 月～ （毎月 20 日）	・熊本県の調査客体に対して7月分報告の督促を行わないこととした。
	作物統計調査	基幹	経常	R8. 7 月～11 月 （作物生育に準じて適宜）	・熊本県の主な被災地（熊本県八代市、宇城市、宇土市、氷川町、美里町、甲佐町、嘉島町。以下、農林水産省の記載においては、同区域を指す。）の調査客体への調査を中止。 （ただし、現場の状況において対応可能な場合は民間事業者ではなく職員対応で実施） ・熊本県の調査客体に対して調査票の発送、督促及び疑義照会を地震直後から～8月末は行わないこととした。 （主な被災地については、調査の実施状況と連動） ・主な被災地の対地調査、巡回・見積りを中止。 ・地方公共団体及び関係団体などへの情報収集や資料収集については、可能な範囲で実施。

					・公表の取りまとめに間に合わない場合、第1報は熊本県を除外することを検討。 ・取りまとめに当たっては、標本調査が実施できない場合であっても、情報収集による県計値の作成又は熊本県 10a 当たり平均収量を用いた全国結果の作成を検討。 ・7月～11月の該当する調査対象作物（面積・収穫量） ・茶・びわ、おうとう、うめ、い草、麦類、春植えばれいしょ、陸稲、なたね、もも、すもも、日本なし、ぶどう、かんしょ、飼料作物、冬春野菜・指定野菜
	産業連関構造調査	一般	周期	R8.8月上旬～9月下旬	・標本調査については、熊本県の調査対象を別の都道府県に標本設計に基づき選定替え。 ・熊本県の全数調査の調査客体については、回答期限を1か月延長するとともに、主な被災地の調査客体の場合にあつては、調査期間を10月～11月下旬に延期することとした。
	水産加工業経営実態調査	一般	周期	R8.8月下旬～9月下旬	・主な被災地の調査客体の調査期間を9月下旬（9/28の週）～10月末までに延期することとした。
	6次産業化総合調査	一般	経常	R8.9月上旬～10月上旬	・主な被災地の調査客体の調査期間を9月下旬（9/28の週）～10月末までに延期することとした。
	作物統計調査第2次試行調査	一般	1回限り	R8.9月～11月	・主な被災地の調査客体について、9月25日現在の調査中止。 ・10月25日現在及び収穫期については、様子を見ながら対応を検討。
	漁業構造動態調査	一般	経常	R8.10月下旬～11月末	・主な被災地の調査客体への事前協力のはがきの発送を取りやめ。
	農道整備状況調査	一般	経常	R8.11月上旬～12月上旬	・主な被災地の調査客体に対する事前のメールアドレス確認について、9月から10月に延期。
経済産業省	製造工業生産予測調査	一般	経常	・R8.8.1～R8.8.10 ・R8.9.1～R8.9.10	・災害救助法の適用を受けた地域については、調査票の督促を行わないこととした。 ・上記措置を講じた調査結果は8月分結果として8月31日に公表し、9月分結果として9月30日に公表した。
	商業動態統計調査	基幹	経常	R8.7.1～R8.7.31	・被災地域については、調査票の督促、疑義照会を行わないこととした。 ・7月分調査の集計については、被災地域のうち調査票の提出がなかった調査対象の稼働日数を仮定して販売額の推計を行

					い、速報として8月31日に公表した。 ・8月分調査の集計については、7月分調査で推計を行った事業所のうち、調査票の提出がなかった調査対象の稼働日を「0」と仮定して販売額の推計を行い、速報として9月30日に公表した。
	経済産業省 生産動態統計調査	基幹	経常	R8.7.1～R8.7.31	・災害発生時より、被災地域については、調査票が未提出の場合、調査票の督促・疑義照会を行わないこととした。 ・令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用地域に所在し、調査票を提出できなかった調査対象事業所については、個別に得られた情報に基づき推計を行い、集計に反映した。
	中小企業実 態基本調査	一般	経常	R8.7.2～R8.9.1	・災害発生以降に調査票を配布予定であった熊本県内の調査対象については、配布を取りやめることとした。 ・災害発生以前に調査票を配布した熊本県内の調査対象については、督促は行わないこととした。 ・熊本県内の調査対象については、疑義照会は災害発生以降に調査票の提出があった者に限り、行うこととした。
	知的財産活 動調査	一般	経常	R8.9.1～R8.9.30	・災害発生以降に調査票を配布予定であった熊本県内の調査対象について、調査用品等に見舞い文を記載し、調査票の督促・疑義照会を行わないこととした。 ・上記措置を講じた調査結果は、令和9年4月に公表予定。
	経済産業省 特定業種石 油等消費統 計調査	基幹	経常	R8.7.1～R8.7.31	・災害発生時より、熊本県内の調査対象については、調査票の督促及び疑義照会を行わないこととした。 ・7月分の調査結果は、被災地域のうち調査票の提出がなかった事業所について個別に得られた情報に基づき推計を行い9月17日に公表した。
	総合エネル ギー統計補 足調査（電 気事業者の 発電量内訳 等調査）	一般	経常	R8.7.15～R8.7.31	・災害発生時より、熊本県内の調査対象については、調査票の督促及び疑義照会を控えることとした。 ・上記措置を講じた調査結果は、令和8年11月末に公表予定。
国土交 通省	港湾調査	基幹	経常	（甲種）、（乙種） R8.7月～	・報告者の所在地により、令和8年7月以降の督促等は当面中止する。
	造船造機統 計調査	基幹	経常	（造船調査）、（造機 調査） R8.7月～	・報告者の所在地により、令和8年7月以降の督促等は当面中止する。

自動車輸送統計調査	基幹	経常	(バス(事業所)調査)、 (バス(事業所)調査以外) R8.7月～	・報告者の所在地により、令和8年7月以降の督促等は当面中止する。
内航船舶輸送統計調査	基幹	経常	(指定船舶) R8.7月～	・報告者の所在地により、令和8年7月以降の督促等は当面中止する。
船員労働統計調査	基幹	経常	(指定船舶)、(特殊船) R8.7月～	・報告者の所在地により、令和8年7月以降の督促等は当面中止する。
鉄道輸送統計調査(索道以外)	一般	経常	R8.7月～	・報告者の所在地により、令和8年7月以降の督促等は当面中止する。
航空輸送統計調査	一般	経常	R8.7月～	・報告者の所在地により、令和8年7月以降の督促等は当面中止する。
自動車燃料消費量調査	一般	経常	R8.7月～	・報告者の所在地により、令和8年7月以降の督促等は当面中止する。
建築着工統計調査	基幹	経常	(建築物、住宅)、(工事費調査) R8.7月～	・被災地域については疑義照会を控えるとともに令和8年7月以降督促を当面の間控える。
建設工事統計調査	基幹	経常	(受注) R8.7月～ (施工) R8.6月～	・被災地域については疑義照会を控えるとともに令和8年7月以降督促を当面の間中止する。
土地保有・動態調査	一般	経常	R8.7月～	・被災地域については令和8年7月以降督促を当面の間中止する。
産業連関構造調査 (土木工事間接工事費投入調査)	一般	周期	R8.10月～	・被災地域については督促を中止し、疑義照会を控える。
産業連関構造調査(土木工事費投入調査)	一般	周期	R8.9月～	・被災地域については督促を中止し、疑義照会を控える。
産業連関構造調査(建築工事費投入調査)	一般	周期	R8.9月～	・被災地域については督促を中止し、疑義照会を控える。
産業連関構造調査 (独立行政法人等土木工事費投入調査)	一般	周期	R8.7月～	・被災地域については督促を中止し、疑義照会を控える。

産業連関構造調査 (公共事業 工事費投入 調査)	一般	周期	R8.7月～	・被災地域については督促を中止し、疑義照会を控える。
旅客県間流動調査	一般	経常	R8.7月～	・被災地の督促、疑義紹介は中止する。
産業連関構造調査 (運輸関連 事業投入調査)	一般	周期	R8.9月～	・被災地域を調査対象から除外。
産業連関構造調査 (コン包業 に関する投入調査)	一般	周期	R8.6月～	・被災地域の報告者については督促を控える。
産業連関構造調査 (有料駐車場に関する投入調査)	一般	周期	R8.6月～	・被災地域の報告者については督促を控える
産業連関構造調査 (地方公共 団体運輸関連施設投入調査)	一般	周期	R8.6月～	・被災地域の報告者については督促を控える。
建設労働需給調査	一般	経常	R8.7月～	・被災地域の報告者には疑義照会を控える。
主要建設資材需給・価格動向調査	一般	経常	R8.9月～	・令和8年9月以降の督促及び疑義照会 は当面中止する。
建設資材・労働力需要 実態調査	一般	周期	R8.10月～	・令和8年12月に予定している督促及び 疑義照会 は中止する。
全国都市交通特性調査	一般	周期	R8.7月～	・令和8年7月以降、熊本市への疑義照会 は当面中止する。
住宅市場動向調査	一般	経常	R8.9月～	・熊本県内の市町村全てを調査対象外として、 不足分については予備調査票を用いて補った。
北海道法人企業投資状況調査	一般	経常	R8.8月～	・被災地域の報告者については督促、疑義照会を控える。 ・熊本県に所在する2法人に対して、令和8年8月分の調査票送付時に依頼文書のほか、見舞文を同封した。

	宿泊旅行統計調査	一般	経常	(第1号様式)、 (第2号様式、第3号様式) R8.8月～	・令和8年10～12月分の調査用品送付時において、調査依頼の事務連絡に見舞文を併せて記載する。 ・令和8年8月以降の熊本県の施設に対する督促及び疑義照会は当面中止する。
	旅行・観光消費動向調査	一般	経常	R8.7月～9月	・令和8年7～9月期分の調査用品送付時において、見舞文及び免責に関する説明資料を含める。 ・今後の状況を踏まえ、発送を中止又は控えるかを判断する。

(注1) 経常調査については、直近の調査期間。

(注2) 調査計画に記載のある事項以外のことに対する措置も含まれている。